

第 250 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 8 年 3 月 10 日

南 部 町 農 業 委 員 会

250回 南部町農業委員会総会 会議録

1. 開会年月日 令和8年3月10日(火) 午後2時05分
2. 閉会年月日 令和8年3月10日(火) 午後2時38分
3. 開催場所 南部町役場
4. 出席委員(12人) 会長 4番 中村文男
委員 1番 石塚正義 3番 三浦恵美子
5番 工藤静夫 6番 夏堀健一
7番 川門前俊文 8番 石橋薫
10番 赤石敏文 11番 夏坂元一朗
12番 山田憲幸 15番 梅内道子
16番 工藤信仁
5. 欠席委員(4人) 2番 川守田雄一 9番 佐々木一雄
13番 佐々木徳志 14番 黒坂昭彦
6. 会議書記
事務局長 野月正治
主幹 佐藤弓孔
主査 宮野健人
7. 会議日程
日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第11号 貸貸借合意解約書の受理について
日程第5 報告第12号 使用貸借合意解約書の受理について
日程第6 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7 議案第40号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)
日程第8 議案第41号 令和8年度最適化活動の目標の設定等について
日程第9 議案第42号 地域計画変更における目標地図素案の作成について

事務局長 中村会長	<p>出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。</p> <p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立　　・礼　　・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>15番 梅内 道子 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p>
中村会長 事務局長	<p>ご着席ください。</p> <p>ただいまから</p> <p>第250回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
中村会長 事務局長	<p>「あいさつ」</p> <p>本日、2番 川守田 雄一 委員・9番 佐々木 一雄 委員・13番 佐々木 徳志 委員・14番 黒坂 昭彦 委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>出席委員は16名中12名で、委員定数に達しておりますので、第250回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時05分)</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p> <p>7番 川門前 俊文 委員</p> <p>12番 山田 憲幸 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定します。</p> <p>次に、日程第3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p> <p>次に、日程第4 報告第11号「貸貸借合意解約書の受理について」を報告します。</p> <p>報告の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>報告第11号について、説明いたします。</p>

	<p>農業経営基盤強化促進法により貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、2件です。</p> <p>農地の所在地、地目、面積、貸付人氏名、住所、農地中間管理機構及び借受人氏名、住所は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、貸借の契約期間は令和5年8月10日から令和15年8月9日まででした。</p> <p>番号2番の合意解約の内容ですが、貸借の契約期間は令和5年3月14日から令和15年3月13日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和8年2月13日、土地の引渡しの時期は令和8年2月14日、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議長	<p>次に、日程第5 報告第12号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告します。報告の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>報告第12号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1件です。</p> <p>農地の所在地、地目、面積、貸付人氏名、住所、農地中間管理機構及び借受人氏名、住所は報告書に記載のとおりです。</p> <p>番号1番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和5年10月11日から令和11年10月10日まででした。</p> <p>今回、合意解約した日、合意解約が成立した日は令和8年2月13日、土地の引渡しの時期は令和8年2月14日、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議長	<p>次に、日程第6 議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第39号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は6件で、所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>中野 勝弘 調査員</p>
中野調査員	<p>12番 中野から説明いたします。</p> <p>去る3月2日、佐々木 徳志 農業委員と南部町役場2階相談室において、議案第39号について調査を行いましたので説明します。</p> <p>農地法第3条第2項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p>

<p>議 長</p>	<p>番号 1 番から番号 5 番の申請理由は、農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>番号 6 番の申請理由は、贈与を受けて、農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議案第 39 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>次に、日程第 7 議案第 40 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見についての一括契約」を議題といたします。</p> <p>ここでは、農業委員 11 番 夏坂 元一郎 委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">—夏坂 元一郎 委員 退席—</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 12 分退席)</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
<p>佐藤主幹</p>	<p>議案第 40 号について、説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、町が農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、意見を求めるもので、案件は、24 件です。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸借権を設定する者、貸借権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、期間は 3 年 2 ヶ月、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 2 番から番号 9 番までの利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 10 番の利用目的は田、期間は 9 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 11 番の利用目的は畑、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 12 番から番号 18 番までの利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。</p> <p>番号 19 番の利用目的は畑、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,702 円です。</p> <p>番号 20 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,948 円です。</p> <p>番号 21 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,958 円です。</p> <p>番号 22 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,985 円です。</p>

<p>議 長</p>	<p>番号 23 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,997 円です。 番号 24 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,827 円です。 以上、農地中間管理事業の推進に関する法律、第 18 条第 5 項の各号に掲げる要件を満たしていると考えます。</p> <p>議案第 40 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 40 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見についての一括契約」は原案のとおり許可相当として、町に意見を送付することに決定します。</p> <p>ここで、夏坂 元一郎 委員 の入室を求めます。</p> <p>－夏坂 元一郎 委員 入席－</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 17 分着席)</p>
<p>佐藤主幹</p>	<p>次に、日程第 8 議案第 41 号「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p> <p>議案第 41 号について、説明いたします。</p> <p>別紙 1 をご覧ください。</p> <p>農業委員会による最適化活動の推進等について、令和 4 年 2 月 25 日付け農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、来年度の最適化活動の目標等について決定を求めるものです。</p> <p>1 ページ目は、農業委員会の状況についてですが、ここに記載している数値は、農林業センサス、農林課調査、農業委員会調査により数値を出しております。</p> <p>2 ページをご覧ください。</p> <p>最適化活動の目標についてです。</p> <p>1 の最適化活動の成果目標、(1)農地の集積①現状及び課題については、現状の集積率は 26.9%、課題は、認定農業者の担い手の集積は進んでいるが、圃場の分散が解消されていない。平野の農地であれば土地改良事業等を活用した利用集積が可能であるが、山間部では農地の集約が困難なこと、としております。</p> <p>その下、②目標部分ですが、青森県の目標が令和 12 年度までに集積率 90%となっており、そこに向けて南部町の集積率も徐々に上げていく目標となっております。</p> <p>次に (2) 遊休農地の解消①現状及び課題の面積につきましては、1 号遊休農地面積 18.5ha、うち緑区分 18.5ha、黄区分は 0ha となっております。課題は、農地中間管理事業の利用を勧めるが受け手がなく貸借が成立しない。所有者が使用しない農地について保全管理する者がいないこと、としております。</p> <p>一番下のイ、新規発生遊休農地の解消は、当該活動年度にその全てを解消することを目標として設定するよう求められており、令和 6 年度に新規発生した緑区分の遊休農地 2.8ha を解消目標面積としております。</p>

	<p>次のページをご覧ください。</p> <p>(3) 新規参入の促進②目標についてですが、農林水産省ガイドラインで令和3年度から令和5年度の3年間で権利移転と設定の行われた平均農地面積の1割以上を目標にするよう求められており、10.4haを設定しております。</p> <p>2、最適化活動の活動目標になりますが、(1) 毎月の活動日数の目標を10日としています。</p> <p>(2) の活動強化月間につきましては、3回、8月、9月、10月に農地パトロールの実施を行い、遊休農地の解消としております。</p> <p>(3) 新規参入相談会への参加回数につきましては、1回としております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第41号について、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第41号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」は、原案のとおり、承認することに決定しました。</p> <p>次に、日程第9 議案第42号「地域計画変更における目標地図の素案の作成について」を議題とします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>佐藤主幹</p>
佐藤主幹	<p>議案第42号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、従来の人・農地プランに代えて、令和7年3月に地域計画が策定されました。</p> <p>地域計画は一度策定して終わりではなく、地域農業の実態に応じて毎年、更新し、完成度を高めていくこととされています。</p> <p>この地域計画では、農業経営基盤強化促進法第20条第2項の規定に基づき、守るべき農地の10年後、目指すべき農地利用の姿で、農地1筆ごとに誰が担うかを明確にした「目標地図」の素案を農業委員会が作成し、市町村に提出することとなっております。</p> <p>これを受け、今年度は前回、意向調査を行った際に回答が返ってこなかった方、約1,000名の方を対象に令和7年10月に比較的簡単な調査書を送り、返ってきた回答と令和8年1月に各地区で行った座談会での結果を反映させて目標地図の素案を作成しております。</p> <p>これは議案になりますので、本来であれば、資料をご配布するところではありますが、変更に対して、紙の枚数が多いので、ペーパーレス推進の観点から、資料ではなく、後方のスクリーンに沿って説明します。</p> <p>それでは、ご覧ください。</p> <p>ご覧いただいている地図は、耕作者として位置付ける者をアルファベットで表記し、担い手を種類別に着色しております。</p> <p>赤は認定農業者、緑は認定農業法人、水色は認定新規就農者、ピンクは基本構想水準</p>

	<p>到達者、オレンジは認定農業者、認定農業法人、認定新規就農者、基本構想水準到達者等の地域計画上の担い手ではないが目標地図に位置付ける者、黄色は同じく地域計画上の担い手ではないが現状維持と回答のあった農業者、グレーは、規模縮小、売りたい、貸したいと回答のあった農地で、座談会で受け手が決まらなかった為、今後検討する農地、白は、意向調査の回答が返ってこなかった農地となっております。</p> <p>今回、座談会で受け手が決まった農地は、42箇所になります。</p> <p>(地図を表示させながら、受け手が決まった農地の場所を読み上げ)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 42 号について、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 42 号「地域計画変更における目標地図の素案の作成について」は原案のとおり、承認することに決定しました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了しました。</p> <p>第 250 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 38 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ ・着席</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 3 月 10 日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....